

令和6年 第28回

教育委員会臨時会会議録

令和6年12月23日（月）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2650号
令和6年第28回臨時会

日 時 令和6年12月23日（月） 午前10時00分 開会

場 所 港区役所7階 教育委員会室

「出席者」	教育長職務代理者	田 谷 克 裕
	委 員	鈴 木 令 奈
	委 員	中 村 博

「欠席委員」	教 育 長	浦 田 幹 男
	委 員	山 内 慶 太

「説明のため出席した事務局職員」	教 育 推 進 部 長	山 本 睦 美
	学 校 教 育 部 長	吉 野 達 雄
	教 育 長 室 長	野 上 宏
	生涯学習スポーツ振興課長	中 林 淳 一
	教育人事企画課長	大久保 和 彦
	教育指導担当課長	清 水 浩 和

「書 記」	教 育 総 務 係 長	若 木 康 治
	教 育 総 務 係	畝 目 雄 太

「議題等」

日程第1 会議録の承認

第2643号第19回臨時会（令和6年9月25日）

日程第2 審議事項

1 令和6年度港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について

2 港区立幼稚園教育職員の人事について（非公開）

3 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

4 港区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則について

5 港区幼稚園教育職員の通勤手当支給規程の一部を改正する訓令について

日程第3 報告事項

1 運動・スポーツの実施場所等に関する需要調査の実施について

2 令和7年度以降の港区GIGAスクール構想について

- 3 令和6年度港区教育委員会いじめ問題対策会議の報告について
- 4 令和6年度卒業式のあいさつについて
- 5 後援名義等の11月使用承認について
- 6 生涯学習スポーツ振興課の11月事業実績について
- 7 生涯学習スポーツ振興課の各事業別利用状況について
- 8 生涯学習スポーツ振興課の1月事業予定について
- 9 図書館の11月分利用実績について
- 10 図書館・郷土歴史館の11月行事实績について
- 11 図書館・郷土歴史館の1月行事予定について
- 12 1月教育人事企画課事業予定について
- 13 みなと科学館の11月利用状況について

「開会」

○教育長職務代理者 それではただいまから、令和6年第28回港区教育委員会臨時会を開催いたします。

本日は浦田教育長から、所用により欠席との連絡を頂いております。したがいまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項の規定に基づき、私が教育長職務代理者として議事進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長職務代理者 それでは、日程に入ります。本日の署名委員は、鈴木委員にお願いいたします。

「本日の運営」

○教育長職務代理者 まず、本日の運営について、お諮りします。

日程第1「審議事項」第2「港区立幼稚園教育職員の人事について」。この案件については、港区教育委員会会議規則第13条第2項に基づき非公開といたします。

ご異議はございませんか。

(異議なし)

○教育長職務代理者 ご異議がないようですので、審議事項第2については、港区教育委員会会議規則第13条第2項に基づき非公開といたします。

日程第1 会議録の承認

第2643号第19回臨時会（令和6年9月25日）

○教育長職務代理者 日程第1「会議録の承認」に入ります。令和6年9月25日開催、第2643号、第19回臨時会。こちらの1件につきまして、承認ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○教育長職務代理者 ご異議がないようですので、承認することに決定いたしました。

日程第2 審議事項

1 令和6年度港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について

○教育長職務代理者 日程第2「審議事項」に入ります。審議事項第1、議案第80号「令和6年度港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について」説明をお願いいたします。

○教育長室長 それでは、審議事項１の資料 NO. 1 を御覧ください。「令和６年度港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について」ご審議いただきます。審議内容は、評価の結果について確定すること、そして報告書にまとめたものを公表することについて、お諮りするものでございます。点検評価の目的については既にご説明をさせていただいておりますので、説明は割愛させていただきます。

項番２「各評価対象事業の評価結果」についてです。六つの事業のうち、三つ目の「不登校対策の推進」こちらを拡充、そして「生涯学習施設の環境の整備」こちらを改善とすることで、ほかの事業については継続ということで、結果を確定したいと考えております。

続きまして、７ページを御覧ください。昨年度までと報告書の内容について変更のある部分について、ポイントを絞ってご説明をさせていただきます。７ページの（２）「対象事業の現地視察」ということで、本年９月３日火曜日に、第２回評価会議において、現場の視察をさせていただきました。こちらは、昨年度のこの評価について議会に報告した際に、紙ベースだけではなくて現場を見て評価をしてはいかがかという議会側からのご意見を踏まえ、本年、現地視察をしたものです。白金小学校に赴きまして、教科担任制の導入の実施についての現状、それから生涯学習施設の環境の整備といたしまして、生涯学習センター「ばるーん」を訪問し、職員からヒアリングを行いました。

８ページを御覧ください。（４）「教育委員と評価委員の意見交換の実施」という、二次評価を行うに当たりまして、六つの事業についてそれぞれ意見交換を行いました。「小学校高学年における教科担任制の導入・実施」については、５、６年生を対象とした教科担任制ですけれども、３、４年生も視野にという所管の方の考え方に対して、対象学年の拡大や教員の働き方改革の側面を踏まえた今後の授業展開について、ご意見を頂きました。

また、「いじめ防止推進事業の充実」につきましては、いじめ問題への向き合い方についての意見交換、「不登校対策の推進」については、不登校問題の要因分析と対応についての意見交換、「生涯学習施設の環境の整備」は利用者層に応じた事業展開についての意見交換、「ポート・スポーツ・サポーターズクラブ事業」については、ボランティアの確保や対象年齢の拡大について意見交換をしていただきました。最後に「電子書籍サービスの活用」については、学校現場における読書や電子書籍へのアプローチ方法についての意見交換を行いました。

この結果、その際にお示した二次評価の結果につきましては、記載について変更等はございません。意見交換を踏まえて今後施策を推進してまいりたいと考えております。報告書の内容については次ページ以降に記載のとおりで、こちらの内容については前回の評価委員会の方でご説明したところから変更等はございませんので、説明の方は省略させていただきます。説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○教育長職務代理者 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見はございますか。

よろしいでしょうか。それでは採決に入ります。議案第８０号について、原案どおり可決することにご異議はございませんか。

（異議なし）

○教育長職務代理者 ご異議がないようですので、議案第80号については原案どおり可決することに決定いたしました。

2 港区立幼稚園教育職員の人事について（非公開）

○教育長職務代理者 次に、審議事項第2、議案第81号「港区立幼稚園教育職員の人事について」説明をお願いいたします。これより非公開の審議に入ります。申し訳ございませんが、傍聴の方は一度画面がオフになりますので、ご了承ください。

（非公開審議）

3 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

4 港区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則について

5 港区幼稚園教育職員の通勤手当支給規程の一部を改正する訓令について

○教育長職務代理者 次に、審議事項第3、議案第82号「港区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」に入ります。なお、同一内容ですので、83号、84号についても説明をお願いいたしまして、その後に質疑を受けることといたします。では、お願いいたします。

○教育人事企画課長 議案第82号、83号、84号について、まとめてご説明させていただきます。資料の構成はそれぞれ、案分、新旧対照表、最後に今回の改正内容の説明資料になっております。資料No. 3-3、4-3、5-3を使用し、内容をまとめてご説明いたします。

初めに「経緯」についてです。これまで給与に関する各種手当の届出は、紙面の提出により行っておりましたが、港区人事庶務システムのシステム更新に伴いまして、届出を電子的に管理できるようになります。本案は届出の方針について、紙面による届出から電子的な届出に変更するため、規則の一部を改正するものです。

次に「主な改正内容」についてです。議案第82号「港区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則」は扶養家族、異動届について、議案第83号「港区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則」は住居届について、議案第84号「港区幼稚園教育職員の通勤手当支給規程」は通勤届について、それぞれ紙面の提出による届出から、港区人事庶務システムへ所要の事項の入力による届出に変更するよう、文言を改めます。なお、システムへの入力による届出が難しい場合は、これまでと同様に紙面による届出も可能となります。

次に「施行期日」についてです。施行期日は、令和7年1月14日です。甚だ簡単ではございますが、説明は以上でございます。よろしくご審議の上ご決定くださいますよう、お願いいたします。

○教育長職務代理者 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見はございますか。

それでは採決に入ります。議案第82号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なし）

○教育長職務代理者 引き続きまして、議案第83号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長職務代理者 引き続きまして、議案第84号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長職務代理者 ご異議がないようですので、議案第82号、83号、84号について、原案どおり可決することといたします。

日程第3 報告事項

1 運動・スポーツの実施場所等に関する需要調査の実施について

○教育長職務代理者 次に日程第3「報告事項」に入ります。報告事項第1「運動・スポーツの実施場所等に関する需要調査の実施について」ご説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは本日付報告資料No. 1を御覧ください。本件は、将来的な運動・スポーツ施設の配置や、運動場所の確保・充実に向けた中長期的な方針の検討に活用するため、区民等の運動・スポーツの実施場所等に関する需要調査を実施するものでございます。第3回港区議会定例会に補正予算案件として提出するに当たりまして、8月26日開催の教育委員会臨時会でご報告したものでございますが、設問等の検討が概ね進んでまいりましたので、実際に調査票を配布するに当たりまして、改めてご報告をさせていただきます。

資料、項番1「調査の概要」です。大きく分けて3種類の調査を行います。まずは(1)「港区の人口等を踏まえた運動・スポーツ施設必要数調査」です。区内における民間スポーツ施設の立地状況や、区内企業等が所有する区内外のスポーツ施設を調査いたしまして、現在の人口及び将来の予測人口などから、近隣自治体との充足率の比較や、望ましい設置数などを分析いたします。

次に(2)「区内在住者等を対象としたアンケート調査」です。区立小学校3年生、区立中学校2年生、高校生、在勤者や大学生を含む大人と、対象を四つに分けて実施します。調査はスマートフォンからウェブ上の調査フォームにアクセスして回答いただく形式としまして、令和7年1月から2月の間で実施いたします。(3)はスポーツセンターや運動場、学校施設等の利用者を対象としたアンケート調査です。どちらも1月から2月の間で、ウェブ上の調査フォームで回答いただきます。

項番2、調査票につきましては、別紙にて後程ご紹介をさせていただきます。本日頂いたご意見ですとか、支援事業者の専門的な助言を踏まえて、最終的に設問を決定したいと考えております。項番の3、スケジュールです。令和7年1月から2月まで調査を実施いたしまして、5月までに集計・分析を行い、7月までには調査結果をまとめる予定としてございます。

続きまして別紙の方、ご説明させていただきます。38分の2ページ、別紙1「区内在住者等を対象としたアンケート調査」についての概要の詳細となります。先程ご説明したとおり、調査はウェブ上で行いますが、QRコードを記載したチラシの配布数や配布方法の、現在想定している回答

数などを一覧にしております。高校生や、大人の対象に含めております大学生につきましては、区内にある高校大学にチラシ配布への協力を要請する予定です。

次のページ別紙2「区立スポーツ施設等利用者を対象としたアンケート調査」についてです。別紙1と同様の一覧となっております。施設の利用団体につきましては、QRコードを記載したチラシを代表者に郵送します。個人利用者につきましては、施設の受付で配布するという形でアンケートに協力してまいります。

続きまして、別紙3の「区内在住者等を対象としたアンケート調査票」の案となります。設問につきましては、区立小学校3年生用の調査票によって簡単にご説明をさせていただきます。38分の5ページを御覧ください。例えば3問目、ふだんどれくらいの頻度でスポーツをしているか、続いて、どんなスポーツをしているか、スポーツをする理由。また、7問目、8問目で、どこで、いつスポーツをしているか。9問目では、もっとしたいと思っているか、逆に減らしたいか、そういったことを聞いてまいります。11問目で、近くにもっとスポーツの場所が欲しいかといったこと。公園で気軽にキャッチボールなどで遊びたいかといった、競技、種目とまではいかないような、体を動かす遊びのようなものを含めて、運動場所に関する質問を設けております。また中には、運動やスポーツをしていない、運動やスポーツが余り好きではない児童や生徒もいるとは思いますので、この機会に、スポーツをほとんどしていないと回答した子ども向けの質問も置いております。

このほか、公園を所管します土木部門と調整いたしまして、公園に関する質問も設けております。その中に、公園に欲しい施設といたしまして、野球やサッカーができる投球場、バスケットボールなどの選択肢を設けて、公園を、子どもが体を動かす場所とすることに関するニーズを捉えられるようにしております。中学生以上の対象につきましては、年代に応じて表現や選択肢に若干の変更はありますが、設問は概ね同様となっております。

続いて別紙4、スポーツ施設利用者を対象としたアンケートの調査票の案となります。38分の24ページからですが、スポーツセンターのプール利用者に対しては、利用頻度や主な利用時間帯、学校屋内プールの利用意向、普段スポーツセンターを使っている方に対して、学校屋内プールについての利用意向があるかどうか、そういったことをお聞きしております。

38分の28ページからは、学校施設のうち、校庭・体育館の利用団体に対してのアンケートになりますが、学校施設の使用頻度、使用理由、ほかの施設の使用実態、あるいは区が、江戸川河川敷に借り上げているグラウンドの利用意向などをお聞きする設問となっております。

続いて、学校屋内プールの利用者に対しては38分の31ページからになります。主にどの学校を使っているか、使用頻度、ふだん使っている学校以外の学校のプールの利用意向などを聞くアンケートにしております。

38分の36ページからは、スポーツセンター・運動場の利用団体に対してのアンケートとなります。主に使用している施設、使用頻度、他の施設の使用実態などの設問を設けております。

また、どの対象も共通しまして、運動、スポーツに関する意見という質問を設けております。例えば、38分の37ページ。最後の方になりますけれども、御覧いただきまして、選択肢としては、

回答者自身が実際にスポーツをすることに限らず、スポーツイベントやスポーツ観戦の機会、技術指導を受けられる機会などへのニーズ、ボランティアとしてスポーツイベントに参加する機会に対するニーズ、区外のスポーツ施設へのニーズ、あるいは同じ区外でも合宿などで使用できる、少し遠い場所をイメージしておりますが、そうしたところのスポーツ施設へのニーズなどとしておりまして、区民や施設利用者の意向を幅広く捉えたいと考えております。

今回の調査を、今後スポーツ施設の整備を進める場合に対象とする競技や種目を検討したりですとか、子どものニーズから公園を体を動かせる場所としていく方向性を検討したり、プールを開放する学校を検討する際の材料とするなど、活用してまいります。長くなりましたが、説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○教育長職務代理者 ただいまの説明に対して、ご質問はございますか。

○中村委員 アンケート調査の内容に関する直接の質問ではないのですが、先日のスポーツ委員の忘年会に出席させていただいたときに、委員の方々との話の中で、このスポーツ施設に関して港区が、なかなか場所がないよねということで、なかなか区民の需要を満たすだけの場所がないので、場所をつくることが大変だよねという話の中で、委員の先生方から何人か、実際に港区の区民が使っているかという、実は意外と港区ではない団体が、近隣含め、例えば豊島区とか、そういうところの団体が来て実際は使っていると。だから、港区の区民が使う余裕がないという面もあるので、本当に港区の施設なのかと思うことがよくあると言っていました。

具体的には何の競技なのか、どこの施設なのかは、私も飲み会の席でしたから聞いていませんが、相当、スポーツ委員の方々は、その辺は不満に思っているようです。そういうところで、実際に使っている団体とか、個人の割合の中で、区民以外の方々が使っている割合というのが、どの程度の数字があるのか、もし今分かれば教えてほしいのですが、いかがでしょうか。

○生涯学習スポーツ振興課長 申し訳ございません、割合までは今手元になくて、この場でお伝えすることができないのですが、先生がおっしゃったとおり、港区の、例えば学校施設も、区内の団体、それ以外の区外の方の団体も含めて使用できるようになっております。ただ、区内の団体の方が早くから予約をすることができるということで優遇措置を設けておりまして、先に区内の団体の方が場所を押さえられるようにしております。区外の団体もやはり一定程度入ってきているということに関しては、どういった割合で使用されているのか、状況を見てまいりたいと考えております。

○中村委員 区外の方が使うのを一切否定しろとは言いませんけど、区の施設なので、やはり区の方々の需要があるのであればやはりそれは優先すべきで、今課長が言われたように、申込期間を前からということで、ある程度区の方を優遇して扱っているというのは、それは確かに区民に対する優遇なので、それはそれでやるべきだし、やってもらいたいのですけれども、そのスポーツ委員の方々の話を聞いていると、体育協会経由で入ってきて取る方もいらっしやると。体育協会に関しては、スポーツ委員の方からは何も文句が言えないというようなことも言われていました。この辺のところと、体育協会との関係はどうなっているのですか。私はよく分からないのですが。

○生涯学習スポーツ振興課長 体育協会に加盟されている各競技団体が、大会ですとかスポーツイベント等を行う際に、スポーツセンターの利用枠を一定程度、優先的に使用いただいているという事例はございます。

○中村委員 そのときに、体育協会とのすみ分けといいますか、体育協会が優先的に使える部分というのは結構な割合ですか。要するにその部分というのは、港区民は使えなくなってしまうということですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 ちょっと細かい利用方法のお話になりますけれども、例えば区の事業ですとか、あるいはスポーツセンターの指定管理者としての事業、それから体育協会としてのスポーツや各種目の大会などで、ある程度年間の予定を一度押さえるような作業をしております。ただそれは、1年間のほとんどを押さえるものではなくて、あくまでこれまで実施している各競技の大会等を、あらかじめ予定を押さえて、それ以外のところはスポーツ推進委員の行事を入れることもございますし、一般の利用団体の利用申込から抽選で利用いただいているというものになります。

○中村委員 ということは、体育協会の各競技団体の年間の試合のスケジュールとか、そういうものを見ながら、1年間、ここは体育協会が使うのだよというような枠を決めてしまっているということですね。優先枠を取ってしまったということですね。そこで入ってくるのは、港区民とは限らない方々がどんどん入ってくるということですね。実際に使っている方々も。そういう理解でいいですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 体育協会としては、加盟されている様々な種目のスポーツの大会等で押さえていますので、大会に出場する方の中には、必ずしも区内にお住まいの方だけという訳ではございませんので、先生がおっしゃったとおり、区外の方もその大会に参加されたりということで、スポーツセンターを利用されているという実態はございます。

○中村委員 おそらくその割合とかで、港区の本当のスポーツ推進委員がやりたいというようなところが事前にばんと押さえられているところなどが相当不満だと。実際にやっている人たちは。全然港区ではない、例えば池袋とかそういうところの選手が入れ込んで練習していると。何で港区の施設なのに、区外の人たちのチームがやってきて練習しているのだというような形で映るのだと思うのです。

ですので、このアンケートをするに当たって、今のような不満というのはおそらく内部の者しか分からないと思うのです。おそらく、実際に使っている人たちはその現場を見ている訳でもないし、実際に区外のスポーツ団体がやってきて、港区のスポーツセンターを使っているのを見て、その時間帯はおそらくそこが優先的に使っているから、港区の区民は実際に見られないというので、そういうのを余り気づいていないのではないかと思います。ですので、せっかくこういう、一番いい、利用者の観点から見たアンケートをする訳ですから、そこら辺のところも分かるような形でアンケートをしてもらいたいなと。

あるいはスポーツ推進委員の方々にも、何かそういうようなことを言えるようなものにしてもらったらいいかないと。話をしたのは私の周りにいた3、4人の方だけでしたけれども、相当不満に思っています。教育委員会に何とかしてほしい。こんな言い方をするとあれですが、体育協会ががんだ、みたいな。体育協会が事実上、あそこをほぼ支配しているみたいな、そういうような言い方さえしていました。

ですので、その辺のところをもう一回再検討してみる価値があるのかなと、私としては思いましたので、もしよければアンケート調査をもしそういう方法で使えるのだったら、質問の内容をちょっと工夫していただいて、そういう不満もあるのではないかと思うので、そういうのが拾えるような形のアンケートにしてももらえればいいかなと。もしこのアンケートで使えないのだったら、また別途、そういうものがどうも推進委員の方にはあるようなので、その辺をもうちょっと改善できるところがあれば改善してほしいなと思います。以上です。

○鈴木委員 二つ質問させてください。一つにつきましては、先程区民の方々の利用の予約期間が事前に設けられているというお話があったかと思うのですが、利用料金というのは、区外と区内では同じなのでしょう。例えば港区の住民、または港区の所属団体が利用するときには利益率が高いとか、そういったものがあるのかどうかというのを一つ教えていただきたいのと、あと中村先生がおっしゃっていた件について追加でお聞きしたいのですが、団体が年間で利用されて、先に予約を取ると先程ご説明されていたかと思うのですが、大体、普通の団体よりどのくらいの割合多く利用されているのか。事前予約の部分で、何割くらい最初から取られているのかというのを、もし分かるようでしたら教えていただければと思います。お願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 今具体的な金額が手元にござませんが、区内、つまり在住、在勤、在学の方と全くの区外の方とでは利用料金が分かれております。学校施設に関しましては、区内の団体は無料ですけれども、区外の一般団体のみ有料という形で、料金の差を設けております。

それから二つ目のご質問ですけれども、どのくらい押さえているかといった割合については今手元にございませので、すぐにこの後出せる場合は、教育委員会の終わりの方にまたお伝えさせていただいて、間に合わない場合は別の機会でお伝えしたいと思います。

○教育長職務代理者 鈴木委員、よろしいですか。

○鈴木委員 大丈夫です。ありがとうございました。

○教育長職務代理者 ほかに、今の説明に対してご質問はございますか。

○中村委員 ちょっと付け加えなのですが、やはり港区の場所がないというのは確かにそのとおりで、そこを十分区民の方々に使ってもらうためには、場所を増やすというよりもむしろ、区民の方々に、より、区民の施設を有効的に使ってもらうということでは、やはりその辺の、外部の方々とすみ分けを、実態をよく調査をして、やはりそこが余りにも区民の方々の割合が少ないような実態があるのであれば、そこはちょっとメスを入れて、区外の方々に使ってもらおうという部分の使用させる部分を減らすなりそういうことをしていかないと、場所がないのに、あとは有効的にたくさん使わせるといったらそれしか方法がないと思うのです。ですので、そこは一度しっかり調

査をしていただいて、やはりこれはちょっと、さすがに区民に使わせている割合が少な過ぎるなどという結果がもし出るのであれば、本当にそこはもう一回、しっかりと区民のためにメスを入れて、付言させてもらいました。以上です。

○生涯学習スポーツ振興課長 ありがとうございます。アンケートの設問に設けられるかどうかは再検討いたしますが、今回のアンケートにそぐわない場合も、おっしゃっていただいた点は今後並行して実態を確認しながら、また関係される方のご意見も伺いながら、利用状況というのはしっかりと見ていきたいと考えております。

○教育長職務代理者 それでは、よろしいでしょうか。この報告事項は以上とさせていただきます。

2 令和7年度以降の港区GIGAスクール構想について

○教育長職務代理者 次に、報告事項第2「令和7年度以降の港区GIGAスクール構想について」説明をお願いいたします。

○教育指導担当課長 それでは資料2「令和7年度以降の港区GIGAスクール構想について」の報告をさせていただきます。港区GIGAスクール構想については、令和2年10月に全ての児童・生徒に対し、約1万7,000台のiPadを整備し、学校のICT環境の整備を進めているところでございます。令和6年12月13日に、学校の情報化について検討を行う港区学校情報化推進会議を開催し、端末の整備、ネットワーク整備、校務DX、1人1台の利活用について、令和7年度以降の方針について、項番2の(1)から(4)まで定めましたので報告させていただきます。

初めに、端末整備です。こちらは、令和7年度以降も全児童生徒数と教員数の端末の整備を行います。また、国の基準に基づき、予備機の配備も行い、端末に不足がないように整備してまいります。次に、ネットワーク整備です。ネットワークについては、国の推奨帯域を満たしていますが、次期端末をLTE端末にすることで校外での使用を可能にし、よりシームレスな環境をつくってまいります。校務DXについては、教員端末の持ち運びを実現可能にし、校務での生成AIの活用についても進めてまいります。1人1台端末の利活用については、学校の規模に応じてICT支援員の配置を行い、授業でのICT機器の活用をさらに促してまいります。また、理科のデジタル教科書を導入し、デジタル教科書の活用も推進してまいります。

今後のスケジュールについてです。この後、令和7年8月には教員端末、10月には児童、生徒、教員用のiPadを配備する予定でございます。よろしくご理解の程、お願いいたします。以上でございます。

○教育長職務代理者 ただいまの説明に対して、ご質問はございませんか。

○中村委員 ちょっと教えてほしいのですが、現在、教員端末の持ち運びというのは、例えば教員が自宅に持ち帰るということも可能な状態で使わせているのでしょうか。

○教育指導担当課長 現在は基本的に、職員室以外での端末の使用はできないようになっております。鎖みたいない形でつないで、持ち運びができないようになっております。今後、この新しい端末を配備したときには、持ち運びができるような形で進めていく予定でございます。

○中村委員 学校外にも持ち出せるのですか。

○教育指導担当課長 持ち運びすることは可能ではあるのですが、実際の服務上の扱い、また個人情報への扱いの扱いとして、持ち運ぶことは行わないような形で進めていく予定でございます。

○中村委員 では、校内のみということですね。

○教育指導担当課長 そのとおりでございます。

○中村委員 ちなみに、生徒は持ち帰りできるのですよね。自宅に。今は。

○教育指導担当課長 教員の持ち帰りは行っておりません。子どもの方は、持ち帰りができていますところでございます。

○中村委員 ちなみに、この令和2年の10月に子どもに支給して、現在までの間に、子どもが自宅とかあるいは登校途中等に端末を紛失した例というのはあるのでしょうか。あるとしたら何件くらいあるのでしょうか。

○教育指導担当課長 年間5、6件程度、報告を受けているところでございます。

○中村委員 紛失した場合の一般的な対応を説明してもらえますか。

○教育指導担当課長 まず端末については、端末がなくなったという報告を受けた後に、こちらの方で端末の場所、最終的に使った場所はどこなのかを調べさせていただきます。どうしても見つからなかった場合には、使えない形で廃止して、新たな端末を、予備の端末を本人には配備して使えるような形で進めております。

○中村委員 そのトラブルがあって、端末が出てくる場合の方が多いのですか。それとも端末が出てこなくても結局、新しい予備のものを渡す場合が多いのか、どちらの方が多いのですか。

○教育指導担当課長 出てくるまでの期間はありますが、その期間は予備の端末を使っているケースが多いですが、ほとんど全ての場合、端末は見つかって、本人の元へ返ってくる形になっています。

○中村委員 では、ほとんど出てくるということですが、それが、なくしたというような場合、単なる自宅やどこかに置き忘れたのをなくしたと思ったのか、あるいは持って帰ったと思ったら学校にあったとか、どういう場合が多いのでしょうか。

○教育指導担当課長 自宅もそれなりにあるのですが、一番多いのは、学校に置いていて、そのまま置き忘れてしまったというケースが多いです。

○中村委員 この7年度からのGIGAスクール構想、(1)から(4)だということを見ているのですが、基本的にはいわゆる環境整備に関わるものがほとんどのように見受けられるのですが。いわゆるICTを使った教育の方針について、何か、今やっているのをこう変えとか、端末の整備だけになっていて、教育の方針、ICT教育を進めていく上でのそういうものの変化、変更、そういうものはないのですか。

○教育指導担当課長 この四つの内容については、文部科学省の方からも、ホームページ等で方針、方向を示すことを条件に端末の配備ということが行われるということになっておりまして、今回この内容を示させていただいたところでございます。

1人1台端末の利活用の中では、この前のJ A E T校でも発表させていただきました、複線型の授業の取組というものがあります。さらに、例えばシングル・サイン・オンの設定であったりとか、理科のデジタル教科書の導入であったりということを追加として載せさせていただいているというところでございます。よろしくお願いいたします。

○中村委員 では、そういう意味ではこれまでのI C Tを使った教育の方針には大きな変化はないということで理解してよろしいのですか。

○教育指導担当課長 今までの方針に変わりはないのですが、プラスアルファとしてこういうものを拡充していきますというところをお示しさせていただいたところでございます。

○中村委員 だから要するに、環境整備が整うことによって、今までやってきたことがより充実してできるようになると、そういう意味ですね。

○教育指導担当課長 おっしゃるとおりでございます。

○中村委員 分かりました。

○教育長職務代理者 ほかにご質問は。

○鈴木委員 教えてください。中学校の理科のデジタル教科書を導入するということで、7年度ということですが、それ以降、ほかの教科でデジタル教科書を採用していく予定でいらっしゃるのでしょうか。もしそういった予定であれば、大まかなスケジュールを教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○教育指導担当課長 中学校においては国語、数学、社会科と外国語を配備しております。今後、理科を加えて令和7年度、進めているところでございます。基本的に、いわゆる座学と言われている主要のこの教科に導入することで、一定程度のめどがついたということで、これ以上の拡大という予定は今のところございません。

○鈴木委員 ありがとうございます。

○教育長職務代理者 ほかにご質問はよろしいでしょうか。それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

3 令和6年度港区教育委員会いじめ問題対策会議の報告について

○教育長職務代理者 次に、報告事項第3「令和6年度港区教育委員会いじめ問題対策会議の報告について」説明をお願いいたします。

○教育指導担当課長 教育委員会資料N o. 3に基づきまして「令和6年度港区教育委員会いじめ問題対策会議の報告」をさせていただきます。去る令和6年11月8日に開催いたしました、いじめ問題対策会議についての内容でございます。項番1、2は御覧のとおりでございます。項番3の表を御覧ください。今回から、学識経験者である埼玉学園大学の藤枝教授、赤坂警察署の倉持生活安全課長が新しく委員となっております。オブザーバーとして鈴木教育委員にもご出席いただきました。

続きまして、項番4「議事」を御覧ください。教育委員会では、全国と比較していじめの認知件数が低いことを、よいとは捉えておりません。引き続きいじめを見逃さずに認知していくことが重要であるということをお伝えさせていただいております。その上で、いじめに関する現状をお伝えしました。令和4年度に比べると、担任等による発見の件数が上がっている、このことから、教員のいじめの認知力が高まってきていると報告をしております。

また、学校で起きたいじめの事例として、金銭に関わる事例を報告させていただきました。被害児童保護者から、子どもが同じ学級の子からお金を取られていると教育委員会に連絡があり、対応を行った件でございます。加害児童に、いじめを行ったという認識や罪悪感が低かったことが、本事例の問題点としてありました。加害児童への指導を含めた適切な対応として、関係諸機関とどのような連携が考えられるかということを伺いました。東京湾岸警察署生活安全課長の清水委員からは、金銭の授受等があった場合にはすぐに相談をしてほしいというお話がありました。また学校法律相談弁護士の石黒委員からは、脅迫的言動があれば恐喝罪になる可能性があるというところの話もあり、それがこれに実際に当たるのかどうかの質問がありました。

私の方からは、脅迫的な言動ではなく、恐喝に当たらないところでありますが、こういうことが継続すること、また被害児童がそういうことによって友達関係が継続できるという間違った認識をしていたために、その認識を正していく必要があることをお伝えしております。併せて本事例は、被害児童、保護者が学校の対応に納得していること、生命や財産に甚大な被害をもたらしていないことなどから、重大事態にまでは至っていないものと判断していることを報告させていただきました。

続きまして、(3)学校のいじめの対応のところで、齋藤区立小学校長会副会長からは、加害児童への対応について報告がありました。被害児童が安心して教育を受けられる座席の配置や、加害児童に対する教育的配慮及び毅然とした態度による指導が必要であるというようなお話がありました。また中学校長会副会長、上原委員からは、いじめの早期対応に向けた取組について報告がありました。教職員の役割分担をいち早く決定し、加害生徒への指導、双方の保護者への連絡、被害児童へのサポートを行うことについてお話がありました。また、子ども家庭支援センター所長石原委員からは、子どもの権利の認知度について、昨年度より30%向上し、約70%になったという調査の報告がございました。

最後に意見交換を行いました。項番5「意見交換」を御覧ください。(2)の相談援助担当課長の奥村委員からは、児童相談所の職員が保護者に聞き取りを行う中で、子どもがいじめの加害者であったことから虐待が行われたという事例があったこと、また保護者の信頼関係を、再構築するプログラムや適切な医療を含めた様々な介入方法を行っていることなどのご報告がございました。また(5)の人権・男女平等参画担当課長の小坂委員からは、性的表現による仲間外れなどの事例があれば教えてほしいという質問がございました。私の方からは、令和5年度において小学校の性的表現、からかい、仲間外れなどで4件あったが、指導を行い、現状としては問題なく解消しているという報告をさせていただいたところでございます。また(6)の石黒委員、学校法律相談弁護士石

黒委員からは、保護者間でのトラブルは学校としてどこまで対応できるか伝えることが必要であること、教員がいじめ対応を適切に行っていれば個人的に責任を負うことがないことのご助言を頂いたところでございます。報告は以上でございます。

○教育長職務代理者 ただいまの説明に対して、ご質問はございませんか。

○中村委員 このときに清水課長の方から説明された、子どもの間で金銭の授受があったという事件があったところですが、簡単にどういう経緯でそういうことになったのか、具体的な経緯を教えてくださいませんか。

○教育指導担当課長 これは、ある小学校5年生の間で起きた内容のものでございます。初めに、子どもたちの仲は、非常に関係性はよく、学校としては捉えておりました。この中で、ある日、保護者の方から教育センターの方に直接、子どもがお金を取られている。子どもが困っているの、どう対応したらいいかという問合せがありました。即日に学校の方に対して、どのような形になっているのか調査、こちらの方、指示しております。そうしたところ、総額で大体3,500円程度のお金が、加害児童側に渡っていることが分かりました。加害児童側も、お金をたまたま持って、じゃらじゃらとした音から、本人がお金を持ってきている、だからお金を頂戴という話をして、被害児童側はその友達関係を維持することを目的に、お金を言われるままに渡していたのですが、だんだん渡せなくなってきたところで本人が困っていた。加害児童側も、お金を渡される、渡してくれる、渡してと言ったら渡してくれたということで、その中で、仲よしの中で行っていることだという認識で、余り恐喝をしたという認識はなかったところでございます。

聞き取りをしたところで、加害児童に対して、これはしっかりと、いわゆるいじめの行為に当たること、そしてこの金銭の授受自体というのは非常に犯罪にも絡む重大なことであるよ、重いことだということは本人たちにも指導し、保護者の方に連絡をしたところ、保護者の方も把握していなくて、この件については、大変なことになったということで保護者にも来ていただいて、事情説明し、被害児童の保護者にもこの内容を説明し、子ども同士での謝罪の会を行い、お金の方の返金等を行って保護者の方にも説明し、ご納得いただいたという内容のものでございます。

○中村委員 3,500円程ということでしたけれども、それは1回にそれだけのお金を渡したのか、何回かに分けて、継続的にそういう行為がなされたのか、どちらですか。

○教育指導担当課長 金銭の授受自体は3回ですが、やり取りは5、6回ある中で、その中の金銭の受け渡し等があったのは3回でございます。1回が500円から多くて2,000円のところが複数回あったというところでございます。

○中村委員 加害児童は、そのお金を何かに使う予定があったのでしょうか。

○教育指導担当課長 明確に何かに使うという話はありませんでした。

○中村委員 では、加害児童が被害児童からもらったお金は、そのまま使わずに戻ったということですか。

○教育指導担当課長 おっしゃるとおりでございます。

○中村委員 何のためにそのお金をもらったのか、全く理由が分からないので、何でそんなことが起きたのか。普通の友達関係だったら起こり得ないと思うのですが、やはり何らかの形で上下関係みたいなものがあって、仲のいい友達、いわゆる対等な関係ではなくて、ある程度上下関係、何らかのあれで上下関係があって、被害者側が本当に仲がよくて、お金をくれないと本当に自分が仲間外れにされると思って、そういうことをおもんばかりでたまたま持っていたお金を渡しただけならいいですけども。そこはちゃんと説教すればいいと思いますが、やはり子どもたちの間でそういう関係があって、それが原因で発生しているとする、また今後も起きる可能性があると思うので。クラス替えとかもしていないと思うので、またあると思うので、そこら辺は担任の先生含め、よく観察された方がよろしいかと思います。以上です。

○教育指導担当課長 ご意見ありがとうございます。子どもたちの中での加害者側の感覚としては、ご褒美的な感覚として、お金を授受したという形になっているので、使い道が何かあるとかはなかった。自分がこれを頑張ったからこのお金、幾ら幾ら頂戴みたいな形で、被害者側の児童にそういう話をして、被害者側の児童が受け渡しをしてしまったというところがあります。

非常に、加害児童側は認知はすごい歪んでいる形にいるというのは確かにあって、ここのところが大きな犯罪というところに絡むものという認識はなかったと考えております。この部分はしっかりと指導していく中で、加害児童側の指導と定期的な面談等を含めて、しっかりと認知を正していくという形は進めさせていただいているところでございます。ありがとうございます。

○中村委員 以上です。終わりです。

○鈴木委員 ちょっと心配になっていると言いますか、今回この会議に出席いたしまして、警察の方からだったかと思うのですが、これは明らかな、金銭の授受というのは、警察署の方に被害として出されるべきものであるというお話があったかと思うのですけれども、やはり身近なところを見ても、低学年、小学校にしても中学校にしてもですが、お金の授受ということに対しての意識が低い子がちょっと多いのではないかなと正直思っています。

私の方に入ってくる中だけでも、例えばちょっとリーダー的な女の子が男の子に何かをおごらせるとか、それから、これは中学校の場合ですが、宿題をやってあげるからお金を頂戴とか、そういったことが比較的多いのかなという印象を受けるのです。

お互いがそれをいじめだとも思っていないし、恐喝だとも思っていない金額ではあったりはするのかもしれないし、例えば500円とかそういった金額なのかもしれないのですけれども、お金の授受が犯罪であるというような認識をもうちょっと教育の中でしていく必要があるのかなというのを正直感じているのですが、港区として、例えば総合の時間ですとか、道徳の時間ですとかに、お金の貸し借りとかそういったものに対しての教育みたいなものというのはされているのかと思ひまして、教えていただければと思います。

○教育指導担当課長 ご意見ありがとうございます。教育委員会側もこういう案件自体が見過ぎていい案件だという認識はございません。この報告を頂いた後に、生活指導主任の集まりなどにおいてしっかりと情報を共有させていただきまして、横の中で展開を行っているところでございます。

校長の講話だったりとか各学級での講話も含めてなのですが、本人というところ、プラスアルファでやはり保護者の方の認識というのがしっかりしていただかないと、ここの部分というのは進んでいかない。これが犯罪だということをちゃんと認識して、保護者、子ども、両方とも進めていけるような形で、冬休みの生活等の説明だったりとかそういうところで、今後、直近ではそうですが、今後もしっかりと啓発活動、本人たちには、子どもたちには指導を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○鈴木委員 ありがとうございます。今、ゲームの中でアイテムとかそういったものの授受でトラブルになるという話も幾つか私のところでも聞いているので、やはりそれは正直学校の問題ではなく、保護者のお金の使い方ですとか、そういったところの問題であると思うので、それも結局お友達にアイテムをあげ過ぎて親のクレジットカードを使って落としてしまったというのも聞いたことがあるので。そこは学校側から保護者の方と協力してと言いますか、お金の使い方というのがワンクリックでできるような時代になってしまったので、認識がまだまだ薄いお子さんも多いのかなと思います。

ぜひ学校と協力して保護者の方にもどんどん伝えていって、保護者の方から厳しく子どもたちに指導ができるような環境が整えられたらいいかなと思います。よろしくお願いいたします。

○教育指導担当課長 ご意見ありがとうございます。学校の方はしっかりとした日常の指導の中で、きっかけというか、子どもたちの中に認識をさせるということはしっかり進めさせていただきます。保護者については、こちらの方としても情報提供はいたしますが、やはり保護者の中でしっかりと認識していただかないと、ここの部分というのは改善されていかない、主体的に進めていかないというところもあります。PTAとの連携を含めてですが、保護者の方に主体的に進められるように、こちらの方は進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○教育長職務代理人 ほかにご質問はありますか。よろしいですか。それではこの報告事項は以上とさせていただきます。

4 令和6年度卒業式のあいさつについて

○教育長職務代理人 次に、報告事項第4「令和6年度卒業式のあいさつについて」説明をお願いいたします。

○教育指導担当課長 教育委員会資料No. 4に基づきまして説明させていただきます。「令和6年度卒業式のあいさつについて」でございます。令和7年3月に、区立小学校、中学校の卒業式を実施、行います。その中で、教育委員会として読む挨拶の内容の候補について決まりましたので、ご報告させていただきます。まず、小学校についてです。小学校のテーマは2点あります。1点目が「人との直接関わり合う大切さ」、2点目が「自分や仲間の可能性を信じる」でございます。卒業生が社会に出て活躍する時代には、さらなる情報化、技術革新が進み、便利だと言われる世の中になることが予想されますが、その中においても、人と直接関わり、思いや考えを伝え合い、喜びや悲しみを共有、そして自分や仲間の可能性を信じて様々なことに挑戦、チャレンジしてほしいとい

うことで考えております。内容としましては、先程申しました現状と、そういう直接関わり合うことが大切だということをしっかりと説明させていただいた上で、パリオリンピックで逆転勝利を収めた体操日本代表の例を出して、自分の仲間や可能性を信じることを大切にしてほしいというメッセージを伝える予定でございます。

続きまして中学校です。テーマは2点あります。一つ目が「文化や価値観の違いの受容」を行う、二つ目が「未知の世界へのチャレンジ」でございます。中学校は義務教育の修了となります。この生徒たちに待つのは、グローバルな世の中であることは間違いないかと存じます。これからの社会を生きる中で、文化や価値観の違いを認め合い、未知の世界へチャレンジする精神、主体的にチャレンジする精神が大切であることを伝えていきたいと考えております。内容といたしまして、人や物、情報が世界規模で結びつくグローバルな社会において、文化や価値観の違いを認め合い、認め合った上で世界を舞台に活躍してほしいというメッセージ。さらに、港区名誉区民の桂由美さんの、ブライダルファッション文化を日本に広めた未知の世界へのチャレンジについても紹介して、これから歩む先々に不安やためらいがあるだろうが、思い切りチャレンジしてほしい旨を伝えていく予定でございます。報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長職務代理者 ただいまの説明について、ご質問はございますか。

よろしいですか。それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

- 5 後援名義等の11月使用承認について
- 6 生涯学習スポーツ振興課の11月事業実績について
- 7 生涯学習スポーツ振興課の各事業別利用状況について
- 8 生涯学習スポーツ振興課の11月事業予定について
- 9 図書館の11月分利用実績について
- 10 図書館・郷土歴史館の11月行事実績について
- 11 図書館・郷土歴史館の11月行事予定について
- 12 11月教育人事企画課事業予定について
- 13 みなと科学館の11月利用状況について

○教育長職務代理者 次に、報告事項第5「後援名義等の11月使用承認について」から、報告事項13「みなと科学館の11月利用状況について」この9件の定例報告については、配布資料のとおりです。各報告事項について、ご質問はございますか。

よろしいですか。それではこれらの報告は以上とさせていただきます。

本日、予定している案件、及び報告事項は全て終了しましたが、委員、または説明員からその他何かありますか。

○中村委員 今、直前の、卒業式の挨拶について、感想というか。中学校の方の例として、桂由美さんの例を出すというお話なのですが、例としてはぴったりつくと思うのですが、今の中学生は桂由美さんを知っているかなと思って、ちょっと古過ぎるなという気はしたので。小学校の方

はパリオリンピックの体操男子の話なのでいいと思いますが、桂由美さんの例が悪いとは私も言わないのですが、もっと新しい事例で、中学生がぱっと分かるような事例があれば。桂由美さんを出すのもいいですが、それにプラスして。桂由美さんは名誉区民ですし、桂さんを出すのは全然いいのですが、ただ、ぱんと心に響かないのかなという気がしたので、もっとみんなが知っているような人で、ぱんと同じようなことと言えるような例の人が最近の人でいるようであれば、その人も加えてほしいなという気がしました。以上です。

○教育指導担当課長 ご意見ありがとうございます。子どもたちにとって、すぐに分かる方ではないのかもしれませんが、名誉区民として、貢献された内容についてお伝えさせていただく中で、やはり未知へのチャレンジをやっていくというところで進めさせていただければと思います。ご意見を頂いたことについては、検討させていただければと存じます。よろしくお願いいたします。

○中村委員 たまたま昨日の夜なのですが、NHKの9時からの番組で、まさに今の日本のアーティストが、今すごいやっているBling-Bang-Bang-Bornとか、あと、Number_iとか、学校のリーダーズとかが、日本ではなくて海外に向かって、すごく羽ばたいていると。日本の音楽がそういう意味で、すごい未知へのチャレンジをやっているみたいなのが出ていたので、ああいうのは多分、絶対子どもたち知っているのも、そういう設定は分かるのではないかなと思ったので。昨日の夜、NHKのテレビを見たばかりで思っただけなので。あとはお任せします。以上です。

○教育長職務代理者 よろしいですか。分かりました。そのことも担当課長の方でご検討いただきたいと思います。

○生涯学習スポーツ振興課長 先程、区外と区内の団体の使用割合についてご質問を頂きましたけれども、取り急ぎで申し訳ないのですが、今年度の4月から9月までのスポーツセンターの利用をお伝えいたします。まず、スポーツセンターの利用団体の区分なのですけれども、在住団体、在勤団体、在学団体、それから少年団体と四つございます。在住と少年、この二つの団体を区内団体。在勤と在学を区外団体ということで集計しておりまして、区内団体と区外団体の4月から9月までの利用回数を割合にしますと、大体8対2で、在住団体、少年団体が8割利用しています。

ただあくまで、この区内、区外の二つを比べたときに8対2となっておりますけれども、スポーツセンターのアリーナ、サブアリーナ、運動場の1から3まで、競技場も1、2と様々な部屋がありまして、それら全ての部屋の全ての利用枠を分母にしたときに、区内団体、区外団体のほかにも各競技団体の定期練習会ですとか、指定管理者の事業ですとか、様々な利用をしている中で、全体として区内団体がどれくらいかというのは、引き続き調査いたしまして、先程委員からご指摘いただいたような実態をまずは確認し、区内の方たちがどれくらい使われているのかというところは実態をしっかりと見ていきたいと考えております。取り急ぎの情報提供で恐縮ですが、以上です。

○中村委員 ありがとうございます。

○教育長職務代理者 中林課長、ありがとうございました。ほかに、何かありますか。よろしいですか。

「閉会」

○教育長職務代理者 それでは、本日の臨時会はこれもちまして閉会いたします。

次回は定例会を1月15日水曜日、参集で開催する予定です。よろしくお願いいたします。本日は、どうもありがとうございました。これで散会いたします。

会議録署名人

港区教育委員会教育長

港区教育委員会委員